

## 新生活を賢くスタート！ 住宅の「賃貸借契約トラブル」を防ごう！

### ＜契約時＞

ネットの情報だけで、アパートを契約した。後日、日当たりが悪いとわかり、解約すると伝えた。まだ鍵は受け取っていない。解約は承諾されたが、敷金は返金できないと言われた。



消費者庁イラスト集より

### ＜退去時＞

借家を2年で退去した。後日、クロスや張替えやハウスクリーニングなどで、高額な原状回復費用の請求を受けた。部屋はきれいに使っていたのに、納得できない。



## ここが重要ベニ！！

### ●＜契約時＞

- ①契約前に必ず現地に行き、物件の現状等を確認しましょう。
- ②入居前の解約にかかる費用負担は、契約書等に記載されています。契約内容を十分理解した上で、契約の可否を判断しましょう。

### ●＜入居中＞

- ①入居前の状態を写真等に残し、退去時のトラブル防止に備えましょう。
- ②入居中に不具合等のトラブルがあった場合には、無断で修繕を行わず、すぐ貸主側に連絡し相談しましょう。

### ●＜退去時＞

- ①退去時には、貸主側と一緒に修繕等の必要箇所を確認しましょう。
- ②契約書面の特約事項が優先されます。精算書の内容に納得できない場合は、請求内容の具体的な説明を求め、入退去時の記録をもとに、双方の負担割合について話し合いをしましょう。
- ③貸主借主双方の負担割合は、国土交通省のホームページの「**原状回復をめぐるトラブルとガイドライン**」が参考になります。

## 山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

＜相談受付＞火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時

＜相談専用電話＞023-647-2211

消費者ホットライン188もご利用ください

山形市公式LINE  
にて毎月センター  
情報を配信中です

